

# 行政書士の未来

## 「国民が期待する行政書士像」

中島 一 則

○ 環境問題対策の専門家としての行政書士	2
○ 頼れる街の法律家から最も身近な法律家へ .....	9
○ 会社の法令遵守（コンプライアンス）をサポートする行政書士 .....	17
○ 著作権と行政書士 .....	20
○ 行政書士と中小零細企業 .....	24
○ イギリスと比較した行政書士の数 .....	26
○ 行政書士と企業を結びつける方法	27

行政書士という仕事は、最も古い士業の一つであり、長い歴史のある仕事である。すなわち、それぞれの時代によって、求められるものが少しずつ変化してきた仕事である。明治時代においては代書人の性格が大きく、逆に現代においては、書類作成代行にとどまらない業務を請け負っている。二十一世紀の時代において、行政書士という仕事がどのようなものを目指せばよいかを以下に考える。

## ○ 環境問題対策の専門家としての行政書士

現代ほど、環境問題に注目が集まっている時代はない。家庭環境のみならず、企業においても、環境問題に積極的に取り組まなくてはならない。しかし、企業が環境問題に取り組むには、なすべき事柄がたくさんあり、更に複雑になってきている。そのような重要かつ複雑な環境問題に対して、企業を助けることが行政書士には可能である。以下に、企業

の環境問題対策の専門家としての、行政書士の役割を考える。

## 環境問題のコンサルタント

一口に企業における環境問題対策といっても、その種類は多岐に渡る。主なものを列挙すると以下の通りになる。

### ・ 省エネルギー対策

企業が省エネルギーに努めることは既に当たり前のことになってきている。クールビズやウォームビズということばは広く知られるようになり、不要な電気の明かりを消すことや節水の励行なども一般的に行われている。更に積極的な省エネルギーを企業が行っていることを示すために、例えば、環境省の行っているチャレンジャー25に登録するなど、行政書士がサポートできる場所があるかもしれ

ない。千葉県「中小企業における断熱窓及びLED照明普及推進事業補助金」などのような省エネルギーに関する補助金を行政書士が手続代行することが可能である。

・ リサイクル対策

食品を扱う企業であれば、容器包装リサイクルの届け出が毎年必要になってくる。また、食品リサイクル法が最近改正され、食品廃棄物の排出の抑制に取り組むことが、さらに求められてきている。こうした法律へのすばやい対応が、行政書士には可能である。行政書士が企業に対して適切なアドバイスを与えることが、行政書士と企業のそれぞれに利益にかなうものである。

・ 公害防止対策

公害の防止に関する法律や条例は数多く存在

する。行政に届け出る必要があるものとして、  
大気汚染防止法に関するもの、水質汚濁防止  
法に関するもの、騒音規制法に関するもの、  
振動規制法に関するもの、ダイオキシン類対  
策特別措置法に関するものなど、種々存在す  
る。この分野には行政書士の活躍がとても期  
待できる。

- ・ 資格取得対策

ISO14001(環境マネジメントシステム - EMS)の取得  
は、企業にとって今後ますます重要になって  
くるだろう。企業が環境対策を重視している  
と社会に知ってもらうことは重要なことだ。  
しかし、中小零細企業がISO14001を取得するのは  
簡単なことではない。それを行政書士がワン  
ストップサービスで提供できれば、中小零細  
企業にとっては充分魅力的ではないだろうか。

- ・ 自動車に関する環境対策

自動車に関する環境問題対策は、エネルギー  
やりサイクルや公害防止と重なる部分が多い。  
したがって、自動車に関する環境問題を扱う  
だけでも、数多くの環境問題に対応すること  
になる。実際、自動車に関する補助金制度や  
融資制度が数多く存在する。こうした分野も  
また行政書士の得意分野である。

#### コンサルタント業務

このように環境問題対策においては、数多  
くのことに対応可能になるので、どの方面の  
問題に対して対策を行えばよいのか、それぞ  
れの企業により内容が異なる。もっとも効果  
のある対策を選ぶべく、専門的知識が必要に  
なる。その時に、行政書士が深い知識を駆使  
して、企業に代わって最適な答えを導きだし、  
あわせて書類作成を代行すればよいのだ。企  
業からみれば、環境問題対策を行政書士に相

談 する こと に よ っ て 、 コ ン サ ル テ ィ ン グ か ら  
補 助 金 申 請 の 書 類 作 成 ま で を 一 括 し て 行 っ て  
も ら う こ と が 可 能 に な り 、 手 間 も 費 用 も 軽 減  
で き る 。

### 新 た な 環 境 問 題 対 策

現 時 点 に お い て の 、 行 政 書 士 が 専 門 家 と し  
て 活 躍 を 期 待 で き る 事 柄 を 今 ま で 取 り 上 げ て  
き た 。 こ こ で は 、 今 後 対 策 が 必 要 に な る で あ  
ろ う 環 境 問 題 に 触 れ る 。 そ れ は 、 二 酸 化 炭 素  
排 出 量 取 引 に 関 す る 法 制 度 に 対 応 す る こ と だ 。  
こ の 分 野 に い ち 早 く 行 政 書 士 が 対 応 す る こ と  
に よ っ て 、 環 境 問 題 対 策 に お い て も 、 他 の 士  
業 が 真 似 で き な い 付 加 価 値 が 付 け ら れ る だ ろ  
う 。 二 酸 化 炭 素 排 出 権 取 引 は 、 現 時 点 に お い  
て す で に 、 大 企 業 の 間 で 行 わ れ 始 め て い る も  
の で あ る 。 中 小 企 業 が 排 出 を 削 減 し た 分 を 大  
企 業 に 買 い 取 っ て も ら う 場 合 、 経 済 産 業 省 の  
認 証 委 員 会 に 申 請 を 提 出 す る 必 要 が あ る 。 そ

の時に行政書士の力が役立つであろう。行政書士が複数の中小企業をまとめて、大企業に排出削減分を排出枠として一括して販売することが可能になるかもしれない。新しい分野だけに、今後期待のもてるところである。



## ○ 頼れる街の法律家から最も身近な法律家へ

今まで、主に行政書士の専門性について取り上げてきた。専門性はもちろん行政書士の大きな武器になる。この問題については他の士業に負けない、というものがあれば、それは強みになる。一方で、「身近な街の法律家」としての側面もやはり行政書士の強みになるだろう。すなわち、法律のコンビニエンスストアのように、いつでも気軽に、必要な法律の相談ができる相手としての存在だ。ここで重要なのは、やはりコンビニエンスストアのように、必要なものが手軽に何でもそろうというところだろう。企業だけではなく個人に目をやり、たまにしか必要ではない相談だけではなく、日常的に発生する法律問題の相談にも乗るということだ。法律のワンストップ業務を目指す。これが、これからの行政書士には必要だろう。それには以下のことが考えられる。

## 高 齢 者 サ ポ ー ト

現 在 既 に 、 成 年 後 見 人 制 度 と い う も の が あ  
る 。 そ の 制 度 を 中 心 に す え て 更 に 発 展 さ せ 、  
高 齢 者 を 全 面 的 に サ ポ ー ト で き る の で は な い  
だ ろ う か 。 介 護 福 祉 と 連 携 し て 、 身 体 的 な 不  
自 由 を 抱 え る 高 齢 者 の 書 類 提 出 を 代 行 す る こ  
と が 可 能 だ ろ う 。 各 地 の ケ ア マ ネ ー ジ ャ と 連  
絡 を 取 り 合 い 、 高 齢 者 の 生 活 に 伴 う 細 か い 書  
類 の 作 成 を 行 え ば 、 費 用 を 取 り つ つ 、 社 会 福  
祉 に 貢 献 す る こ と が で き る 。 例 え ば 、 身 体 的  
不 自 由 を 持 つ 高 齢 者 が 引 っ 越 し を す る 場 合 、  
近 所 に 家 族 の も の が い な け れ ば 、 手 続 き は 面  
倒 な も の に な る 。 こ う し た 細 か い 手 続 き を 行  
政 書 士 が ひ と ま と め に し て 行 え ば 、 転 出 入 届  
や 介 護 保 険 、 年 金 の 手 続 き な ど 、 し っ か り と  
し た 身 分 の 者 が 行 う の で 、 高 齢 者 は 大 変 安 心  
す る だ ろ う 。

## 若者サポート

現代の若者の労働環境は大変にきびしい。法律に詳しい行政書士が若者の力になることは十分に可能だろう。必要であれば、社会保険労務士と横断的に協力しあい、若者の就職や労働をサポートすることは社会的に非常に有益と考える。社会保険労務士の資格を持つ行政書士は少なくないので、そういった点からも若者のサポートは可能だろう。報酬の発生はそれほど多くは期待できないだろうが、それを上回る行政書士の地位向上が期待できると信じる。時には無償で社会に貢献することによって、行政書士全体の印象が良くなるに違いない。

社会的弱者をサポートすることによる社会貢献

繰り返しになるが、このように、社会的弱

者といわれる人々のサポートを行政書士が行うことによって、行政書士が地域社会から必要とされる存在になり、収入を確保するだけでなく、社会貢献にも役立つことになるはずである。

#### 社会貢献を行うための法律の専門サイト

現在でも、行政書士のインターネットサイトは数多くある。行政書士個人のサイトもあれば、日本行政書士連合会のサイトもある。前者はもちろん顧客の訪問を意図したものであったり、行政書士の仕事を紹介するものであったりする。サイトによっては、更に詳しい書類作成の方法を記したサイトも存在する。一方、後者の日本行政書士連合会のサイトは、一般市民への情報も多少は掲載されているが、ほとんど一般市民に開かれているとはいえない。そこで、日本行政書士連合会が主体となって、一般市民に対する無料の相談窓口を

設置することを提案する。

・インターネットを使った相談窓口

例として、インターネットの無料相談サイトとして既に存在する「OKWave」や「Yahoo!知恵袋」のようなシステムを考えたい。

このような法律のポータルサイトを、日本行政書士連合会が設置することにより、法律のワンストップ業務の入口を作ることができるだろう。更には、無料の窓口を利用することによって、有料の仕事も提案することも可能になるはずだ。つまり、無料相談では難しい案件でも、本格的に有料で対応することなら可能であると、相談者に問題の整理をする機会を与えることができる。いわば「法テラス」のインターネット簡易版のようなものを目指すのだ。

もちろん、この提案に対して、様々な異論が出るだろう。誰が責任を取るのか。相談を

受ける側の報酬は発生するのか。無料の窓口から有料の仕事に橋渡しする上で、問題はないのか。実際に、この相談を誰が受けるのか。こういった問題を解決する必要があるが、行政書士の新しい在り方を考える上で、参考になるのではないだろうか。

・インターネットを利用した行政書士の連携

更に付け加えると、インターネットを利用した行政書士同士の連携も、これからの時代には必要になってくるだろう。既に一般社会には、ソーシャルネットワークサービス (SNS) や、Wikipedia などが著名である WikiWikiWeb (Wiki) が浸透している。この IT 技術を行政書士が使わない手はない。こうした社会的な基盤を使って行政書士は何ができるのか、以下に考える。

## 緊密な交流、勉強会

従来、行政書士に限らず士業の先生方は、人脈を広げる際に、支部会に出席したり、異業種交流会に出席したりしている。これはもちろん今後も有効であるだろうが、新しい時代の方法として、上記のIT技術を利用して、交流を深めたいかがだろうか。例えば、女性の行政書士の中には、子供が小さくて、夜に開催される支部会に出席できないという場合がある。そうした先生でも、SNSなどがあれば、気軽に他の先生方と交流を持つことができる。行政書士専門のWikiがあれば、そこに行政書士の先生方の知識を蓄積することができる。現在でも、日本行政書士連合会のサイトには、会員専用のページがあるが、使いやすいとはいえない側面がある。その点、Wikipediaにも使われているWikiというシステムならば、書き込みや編集などが大変簡単にできるので、今までよりも敷居を低くすることが

可能である。新しい IT 技術を使うことによって、今までは困難だった交流や知識の蓄積が可能になるに違いないと考える。

#### 何の勉強をするか

例えば、社会保険労務士の間では、年金研究会というものが開かれている。同じように、行政書士の間でも、建設業関係など数多くの勉強会が開かれている。また、e-ラーニングによる司法研修もすでに存在する。数多くの勉強会や研修が開催されている一方で、参加しやすさという点において、まだ改善の余地があると考える。勉強会への参加の手助けをするのが、上記の IT 技術だ。今でも、小さい規模で勉強会は行われているだろうが、更に勉強会の機会を増やすために、とても有効な技術だと思われる。



## ○ 会社の法令遵守（コンプライアンス）をサポートする行政書士

今後、中小零細企業の法務部門としての行政書士という立場が求められてくるのではないだろうか。大企業や農協などの大規模な団体においてはすでに、法令遵守の周知徹底が計られつつある。一方中小零細企業においては、その緒についたばかりである。大企業の法令遵守の流れを受けて、中小零細企業もまた、体制の整備を必要とされる場面が多くなってくるかもしれない。人的資源が限られている中小零細企業では、こうした専門的業務を外部委託する方が、本業に資源を集中することができる。そうしたサポートが行政書士には可能であるということを知ってもらうためには、どのようなことが可能であろうか。

## 法令遵守の必要性

法令遵守がなぜ必要なのか、未だ理解に乏しい中小零細企業が存在するかもしれない。そうした企業に対して、法令遵守の意識が結果的に企業の利益にかなうということを理解してもらい必要がある。行政書士は、法律の案内役（コンシェルジュ）として、法律の素人を導くことができるはずだ。

## 法令遵守のマニュアルの整備

中小零細企業にとって煩雑で分かりにくい法律の知識を、効率良く伝えることができれば、行政書士にとっても、企業にとっても利益になるはずだ。一口に法令遵守といっても、様々な法律がある。企業によっては、個人情報を守る法律であったり、食品に関する法律であったり、環境に関する法律であったりする。それぞれの企業の業務内容に応じて、適

切な法律知識とそれを遵守する方法を伝えることができるのは、行政書士の強みである。

#### 法令遵守の研修

また、法律のエキスパートであるという行政書士の立場を生かして、各企業へ研修を行うことも可能ではないだろうか。法律の専門職である行政書士は、手続業務でもコンサルティング業務でもない、研修業務という新たな業務を立ちあげることが可能であると考えられる。すでに社会保険労務士では、中学校に人員を派遣し、生徒に労働法や年金について講義している。これは、社会保険労務士の認知度向上に効果を発揮している。同じようなことが行政書士でも可能だろう。

## ○ 著作権と行政書士

環境問題と同じように、著作権にまつわる社会的環境も大きく変わろうとしている。IT技術の革新による様々なメディアのデジタル化やインターネットの広がりにより、著作権が以前よりも簡単に侵害されるようになってきている。それは例えば、自作の音楽や写真や文章などが簡単に複製されて、自分の知らない間に別のところで使用されてしまっているということだ。それを未然に防ぐ一つの方法として、著作権契約書というものがある。著作権契約書は誰でも作成できるものであるが、気軽に作成できるものでもない。いわば内容証明のように、行政書士が業務として力を発揮できるものなのだ。更に言えば、内容証明よりも専門性が高く、近い将来やってくる著作権の変化にいち早く対応していけば、本業の主軸として成り立つものである。平成22年1月1日に著作権法の一部を改正する法

律が施行された。この中では、インターネットを使った著作物の流通の促進や障碍者の情報利用の機会の確保、違法な著作物の流通抑止を目的としている。著作権は、今後も更に現代社会の状況にあったものに変わっていくであろうから、行政書士は新しい法律の知識を身に付け、それに対応していかなければならない。そこには一般の人々の需要があり、行政書士がそれに答えることができるのだ。

#### 裁判外紛争解決手続（ADR）と行政書士

神奈川県行政書士会では、行政書士ADRセンターを設置して、著作権に関する相談や斡旋を行っているが、まだ改善の余地が残されているというのが実情である。また他の都道府県のADRセンターと違い、法務大臣によるADRの認証を受けていない（2010年10月現在）<sup>i</sup>。他の都道府県行政書士会については、ADRセンターを設置しているところが増えてきているが、

著作権に関する紛争を扱っているのは、神奈川県行政書士会のみである。ADRの認証を受けているADRセンターのうち、東京都、愛知県、新潟県のADRセンターは、外国人の職場（教育）環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争、敷金返還等に関する紛争の四つの紛争の範囲に取り扱っている。また京都行政書士会のADRセンターは、外国人を当事者とした夫婦親子の紛争を取り扱っている。他に和歌山県の行政書士会ADRセンターは、外国人の労働（教育）環境等に関する紛争と自転車事故に関する紛争を取り扱っている。岡山県行政書士会のADRセンターは、自転車事故に関する紛争をその範囲としている。ADRは、これからますます必要とされるものなので、行政書士会全体で真剣に取り組む必要がある。そのためにはまず、行政書士会会員のADRに対する意識の向上が大切だ。今までなかったから必要ではない、ではなく、ADRの普及により、一般の人々の紛争解決に積極

的にかかわってもらいたい。そのためには、行政書士のADR代理権が認められることが何よりも大事である。行政書士がADR代理権を獲得するためには、行政書士の法律家としての専門性と、ADRの解決能力に優れているということを社会に周知しなければならない。そのための礎として、現在の行政書士会のADRセンターによる活動があるものだと考える。

## ○ 行政書士と中小零細企業

中小零細企業を取り巻く環境は決して楽観できる状況ではない。中小零細企業の中には、新しいことを始めようという余力がもう残っていないというところも少なくないだろう。しかし一方で、新しいことを始めなければ生き残れないという切実さも実感している。中小零細企業は変化する力を失いかけているが、一方で変化することを求めている。そのような中小零細企業の難しい希望を、法律のエキスパートである行政書士は実現することができずだ。

先に述べたようなマニュアルの整備や法律の専門家としての研修業務により、企業の価値を高めることが可能になるだろう。また、既存の手続業務という枠組みを越えて、コンサルティング業務なども視野に入れていくとすれば、「いざという時の強い味方」という一時的な存在から、「いつでも気軽に相談で



きる良き相談相手」という永続的な存在として、機会が広がるかもしれない。行政書士は、横断的な法律業務が可能であるという強みを生かし、他の士業よりも廉価に総合的な法律のコンサルティング業務を実現すれば、企業にとっても大きな利益になる。行政書士と企業を結びつけるためには、どのような努力が可能であろうか。それを考える前に、日本とイギリスの行政書士の数を比較する。

## ○ イギリスと比較した行政書士の数

日本における行政書士の人数は、2010年8月末現在で、41596名<sup>ii</sup>である。一方、イギリスの事務弁護士(solicitor)の人数は、2008年8月末現在で、139666名<sup>iii</sup>である。行政書士一人当たりの国民人口に換算すると、日本では、一人当たり約3062人<sup>iv</sup>となる。イギリスは、一人当たり約439人<sup>v</sup>となる。この数字を見て分かるように、日本における行政書士の数はまだまだ足りないものと考えられる。日本でももっと行政書士を増やして、イギリスのように親しみのある存在になるべきではないか。そうすれば、おのずと行政書士と企業または個人が結びつく関係が増えてくるのではないだろうか。

## ○ 行政書士と企業を結びつける方法

費用をかけずに効果を得るための一番の方法は、IT技術を活用することだろう。先に述べたような、SNSや無料相談サイトのような機能を使い、行政書士と企業をもっと緊密な存在にできるはずだ。このように新しい技術を活用することにより、新しい行政書士が姿を現わすだろう。かつて行政書士の先達が、代書人という立場から手続業務のエキスパートとして環境に応じて変化し、乗り越えてきたように、現代の行政書士も新しい技術を活用した新しい行政書士に変化できることを信じている。

